

第 1154 回 高知市教育委員会 10 月定例会 議事録

1 開催日 平成 27 年 10 月 23 日（金）

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 62 号 高知市指定管理者審査委員会委員（高知市立自由民権記念館分）の委嘱について

日程第 3 市教委第 63 号 高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

日程第 4 市教委第 64 号 高知市教育委員会の所管に係る高知市個人情報保護条例施行規則の一部改正について

4 報告

○高知市学校給食調理業務に係るプロポーザル選定委員会委員の委嘱について

5 出席者

(1) 委員	1 番委員長	谷 智 子
	2 番委員	山 本 和 正
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	土 居 英 一
	教育次長	橋 本 和 明
	学校教育課長	野 村 能 教
	民権・文化財課長（参事）	筒 井 秀 一
	人権・こども支援課長	中 田 正 康
	人権・こども支援課生徒指導対策監	西 澤 勇 司
	教育環境支援課中学校給食推進室長	田 村 智 志
	教育政策課長補佐	宮 田 小 町
	教育政策課総務担当係長	吉 本 忠 邦
	教育政策課主任	横 田 由 紀 子

1 平成27年10月23日（金） 午後4時00分～午後4時20分（たかじょう庁舎5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後4時00分

谷委員長

ただいまから、第1154回高知市教育委員会10月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、野並委員、お願いいたします。

野並委員

はい。

谷委員長

それでは、議案審査に移ります。日程第2 市教委第62号「高知市指定管理者審査委員会委員（高知市立自由民権記念館分）の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

民権・文化財課長

民権・文化財課の筒井でございます。よろしくお願いいたします。

今回、ご承認いただきたい内容は、高知市立自由民権記念館の指定管理者審査委員会委員の委嘱に係るものであります。高知市立自由民権記念館は、高知市政100周年記念施設として、自由民権運動の資料を中心に、土佐の近代に関する資料を収集、保管及び展示をし、確実に次の世代に引き継いでいくため、平成2年4月1日に開館し、今年度25周年を迎えております。この間、平成22年度から施設管理業務につきまして、指定管理者制度を導入してございまして、現在は2期目であります。平成27年度で現在の指定管理者の指定期間が終了することから、今回の指定管理者公募の事務を進めておるところでございます。この審査会は、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の選定に係る審査等を行うため、高知市教育委員会規則で定める施設ごとに設置されるものです。そして、審査会の委員につきましては、高知市指定管理者審査委員会条例第3条第1項の規定に基づき、学識経験者及び本市職員から委嘱又は任命する委員6人以内をもって組織することとされております。このうち本市職員につきましては、高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則第3条第2項に総務部副部長の職にある者、財務部副部長の職にある者、対象施設を担当する教育次長と規定されております。資料3ページの名簿の1番から3番までの委員が、その本市職員に当たるものであります。

続きまして、学識経験者3名につきましてでございますが、ここでいう学識経験者とは、指定管理対象施設に関しまして専門的な知識又は識見を有するものとされてございまして、高知市立自由民権記念館は、博物館法に規定する博物館相当施設でありますことから、博物館の現場に精通した以下3名の方に委嘱したいと考えております。まず、名簿4番でございますが、横山和弘さんは土佐山内家宝物資料館の企画課長でございます。名簿5番が、河村章代さんで現在、高知県文化生活部文化推進課の主任であります。その前は財団法人高知県文化財団の企画課長、さらにその前は、高知県立美術館の学芸員をされていた方でございます。名簿6番は、亀尾美香さんで高知県立坂本龍馬記念館の主任学芸員で、現在、高知市立自由民権記念館の協議会委員もお願いしているところであります。以上の3名の方々に、今回の高知市立自由民権記念館の指定管理者審査委員会委員を

学識経験者としてお引き受けいただきたいと考えておりますので、教育委員会の皆様のご承認をいただきたくお願いするものであります。以上で、説明を終わります。

谷委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

この6番の亀尾さんは、高知市立自由民権記念館の協議会委員でもあり、指定管理者審査委員会委員となることは別に問題はありませんか。

民権・文化財課長

これまでもそういう事例はございまして、特に問題はありません。

谷委員長

わかりました。

他にご意見等は、ありませんか。

委員一同

————— 【な し】 —————

谷委員長

他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委62号「高知市指定管理者審査委員会委員（高知市立自由民権記念館分）の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第62号は、原案のとおり決しました。

続きまして、日程第3 市教委第63号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

人権・子ども支援課長

人権・子ども支援課の中田です。高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、ご説明いたします。高知市いじめ問題対策連絡協議会は、国のいじめ防止対策推進法第14条第1項の規定及び高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例第2条の規定に基づき、設置をするものです。本協議会の所掌事項といたしましては、「本市におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図り、いじめの防止等のための効果的な対策を推進するものとする」となっており、関係機関や団体の連絡調整とともに、いじめの防止や早期発見等の体制に向けての取組や進みに必要な内容を協議していきたいと考えております。本議案は、この高知市いじめ問題対策連絡協議会を置くに当たりまして、委員を委嘱するためのものでございます。任期は、平成27年11月6日から平成29年9月30日までのほぼ2年となっております。

委嘱いたします委員は、5ページに掲載をしております13名ということになっております。なお、本委員は条例の別表に示されている団体から推薦をいただいた方々となっております。議長は、松原教育長です。後は、高知地方法務局人権擁護課、高知県中央児童相談所、高知県警本部少年課、高知市町内会連合会、高知市民生委員児童委員協議会連合会、高知市青少年育成協議会、高知市立小中特別支援学校長会、高知商業高等学校長、高知市立小中学校PTA連合会、高知商業高等学校PTA会長、市民協働部人権同和・男女共同参画推進課、子ども未来部子ども家庭支援センターからそれぞれ推薦いただいた方又は所長、課長ということで委嘱するものでございます。説明は、以上です。ご審議の程、よろしく申し上げます。

谷委員長

この件に関して、質疑等ございませんか。

この所属団体は、いじめ問題対策連絡協議会の規定に、この団体を入れることとなっていますか。

人権・こども支援課長

高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例を資料としてお持ちしていますので、見ていただいたらと思います。この高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例というのは、3つの組織を一括して条例にしておりまして、条例の第2章の第2条のところに、法第14条第1項の規定に基づき、高知市いじめ問題対策連絡協議会を置くとなっております、第4条の組織というところに別表に掲げる機関、団体等に属する者のうちから委員を委嘱又は任命するとなっております。別表は条例の最後にありますが、そこに示されておる団体から委員のご推薦をいただいております。また、官公庁関係は、所長や課長にお願いをしておるところでございます。

谷委員長

女性の比率はどのようになっていますか。

人権・こども支援課長

女性は、この中では1名です。

谷委員長

いじめ問題ということになると、女性の視点もあればいいと思いましたが、そのあたりはどうですか。

人権・こども支援課長

団体から推薦をいただいておりますが、所課長ということをお願いをしている部分もありまして、このようになっております。

松原教育長

今回は仕方ないとしても、女性の視点というのは、非常に大事な問題であると思うので、次回からはできるだけ団体をお願いする時に、女性委員の推薦をということでお願いしたらどうかと思います。

人権・こども支援課長

はい、考えていきたいと思いますが、なかなか所課長ということで限定してしまいますとこのようになってしまいますので、そこをどう考えていくかということになると思います。

松原教育長

別表では、所課長とは限定していないので、結果的に所課長が委員になる団体があってもいいと思うが、組織をお願いする時は、できるだけ女性の委員の推薦をということでお願いしたほうがいいと思います。

谷委員長

そう思います。それで結果的に女性が非常に少ない場合は、別表の中に教育委員会が別に指定する者もありますので、いろいろな分野から検討していくこともやっていくべきだと思いますので、次回は必ずそうして女性委員を入れていくということでよろしく願いいたします。

人権・こども支援課長

はい。

谷委員長

他にありませんか。

委員一同

————— 【な し】 —————

谷委員長

他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委63号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 63 号は原案のとおり決しました。

続きまして、日程第 3 市教委第 64 号「高知市教育委員会の所管に係る高知市個人情報保護条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

教育政策課長補佐

教育政策課の宮田でございます。市教委第 64 号「高知市教育委員会の所管に係る高知市個人情報保護条例施行規則の一部改正について」、ご説明をいたします。資料は 6 ページ以降になります。改正の内容につきましては、8 ページの新旧対照表をご覧ください。本規則の規定では、本則におきまして、教育委員会が保有する個人情報に係る高知市個人情報保護条例の施行については、市長部局で定めている「高知市個人情報保護条例施行規則の例による。」と規定しており、教育委員会では、市長部局の当該規則の規定に沿って対応することとなっております。

この度、マイナンバー法の施行に伴い、安全管理体制が見直され、市長部局の定める高知市個人情報保護条例施行規則が改正されました。内容につきましては、保有する個人情報の適正な管理及び安全保護を図るために定める個人情報保護管理責任者が、これまでは各課の課長であったものが、吉岡副市長となっているものでございます。

そのため、教育委員会においても、個人情報保護管理責任者を定める必要がありますため、教育委員会の事務を統括する教育長を個人情報保護管理責任者とする、規定の追加をするものでございます。

なお、市の規則では、個人情報保護管理責任者に関する改正のほか、各所課に新しく個人情報保護管理者を置くことになっております。これには各所課の長の職にある者をもって充てるようになっております。したがって、教育委員会でも個人情報保護管理者を置くことになっております。

施行日は公布の日からとし、適用日は高知市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の施行日である平成 27 年 10 月 5 日とするものです。説明は以上です。

谷委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

委員一同

【なし】

谷委員長

特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委 64 号「高知市教育委員会の所管に係る高知市個人情報保護条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【はい】

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 64 号は、原案のとおり決しました。

続いて報告事項です。「高知市学校給食調理業務に係るプロポーザル選定委員会委員の委嘱について」、事務局の説明をお願いします。

教育環境支援課中学校給食推進室長

教育課環境支援課の田村と申します。それでは、高知市学校給食調理業務に係るプロポーザル選定委員会委員の委嘱についてのご報告をさせていただきます。別紙の高知市学校給食調理業務に係るプロポーザル選定委員会委員名簿をご覧ください。報告案件は、この委員の委嘱についてでございます。本選定委員会は、本年 4 月 1 日付けで施行されました高知市プロポーザル選定委員会条例

に基づき制定した高知市学校給食調理業務に係るプロポーザル選定委員会の設置に関する要綱により、設置するものでございます。本年9月議会において可決、承認されました補正予算の中に潮江東小学校、昭和小学校、高須小学校、朝倉小学校、朝倉第二小学校についての給食調理業務委託に係る債務負担行為の設定の予算がありまして、小学校ごとに公募型プロポーザルを実施し、委託事業者を決定していくものでございますが、その審査に当たって、本選定委員会を設置し、手続を進めていく予定としております。ただし、選定委員会委員の委嘱については、9月の定例教育委員会と9月議会の閉会日の日程の都合上、教育長専決処分とさせていただいたことから、10月の定例教育委員会に選定委員会委員名簿についてご報告するものでございます。報告は以上でございます。

谷委員長

この件に関して、質疑等はございませんか。

委員一同

_____ 【な し】 _____

谷委員長

それではこの件については、以上で終わります。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時20分

署名

委員長 _____

4番委員 _____